

令和7年  
第4回八雲町議会定例会  
議題

開会 令和7年1月11日  
閉会 令和7年 月 日

八雲町

令和7年第4回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
議案	2	八雲町長等の給与及び旅費に関する条例及び八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	3	八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案	4	八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
議案	5	八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	
議案	6	八雲町公共下水道条例及び八雲町給水条例の一部を改正する条例	
議案	7	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例	
議案	8	工事請負契約の締結について	
議案	9	令和7年度八雲町一般会計補正予算（第7号）	
議案	10	令和7年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案	11	令和7年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案	12	令和7年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計補正予算（第1号）	
承認	1	専決処分の承認を求めることについて	

## 議案第 1 号

八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年八雲町条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後																
(個人番号の利用範囲) 第4条 略 2及び3 略	(個人番号の利用範囲) 第4条 略 2及び3 略 <u>4 町長又は教育委員会は、番号法別表の各項の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> 5 略																
<u>4 略</u>																	
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																
<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>2 町長</td><td>略</td></tr></tbody></table>	機関	事務	略	略	2 町長	略	<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>2 町長</td><td>略</td></tr><tr><td>3 町長</td><td>住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>4 教育委員会</td><td>住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr></tbody></table>	機関	事務	略	略	2 町長	略	3 町長	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	4 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務																
略	略																
2 町長	略																
機関	事務																
略	略																
2 町長	略																
3 町長	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																
4 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略
2 町長	八雲町子ども医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
2 町長	八雲町子ども医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であつて規則で定めるもの

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬谷俊美

## 議案第 2 号

### 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例及び八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の230</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の235</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の235</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の232.5</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 第4条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の八雲町長等の給与及び旅費等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という）及び第3条の規定による改正後の八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「第3条改正後の条例」という）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- (給与の内払)
 

第1条改正後の条例及び第3条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条改正前の条例及び第3条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例及び第3条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬谷俊美

## 議案第 3 号

### 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

別表第1 行政職給料表及び別表第2 医療職給料表イ医療職給料表（二）を次のように改める。

別表第1（第4条関係）  
行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400

39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300

79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	429, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300	
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600	
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800	
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000	
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300	
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600	
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800	
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000	
94		308, 000	358, 400	400, 200	411, 300	
95		308, 300	358, 800	400, 600	411, 600	
96		308, 700	359, 100	401, 000	411, 800	
97		308, 900	359, 400	401, 300	412, 000	
98		309, 200	359, 800	401, 800	412, 300	
99		309, 500	360, 200	402, 200	412, 600	
100		309, 900	360, 600	402, 600	412, 800	
101		310, 100	361, 100	402, 900	413, 000	
102		310, 400	361, 500	403, 400	413, 300	
103		310, 700	361, 900	403, 800	413, 600	
104		311, 000	362, 300	404, 200	413, 800	
105		311, 200	362, 800	404, 500	414, 000	
106		311, 500	363, 200	405, 000		
107		311, 800	363, 500	405, 400		
108		312, 100	363, 800	405, 800		
109		312, 300	364, 200	406, 100		
110		312, 600		406, 600		
111		313, 000		407, 000		
112		313, 300		407, 400		
113		313, 500		407, 700		
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				
117		314, 600				
118		314, 800				

119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けてないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（二）

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700

24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800
25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800
26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100
27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400
28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800

64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	409, 000
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	409, 500
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	409, 900
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	410, 300
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	410, 700
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	411, 200
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	411, 600
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	412, 000
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	412, 400
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	412, 900
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	413, 300
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	413, 700
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	414, 100
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	414, 600
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	415, 000
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	415, 400
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	415, 800
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	416, 300

104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	416, 700
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	417, 100
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	417, 500
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	418, 000
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	418, 400
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	418, 800
110	306, 500	337, 800	372, 400	391, 600	419, 200
111	306, 700	338, 100	372, 900	392, 100	419, 700
112	307, 000	338, 400	373, 300	392, 600	420, 100
113	307, 300	338, 700	373, 700	393, 200	420, 500
114	307, 500	339, 100	374, 100	393, 600	420, 900
115	307, 800	339, 400	374, 600	394, 100	421, 400
116	308, 000	339, 700	375, 100	394, 600	421, 800
117	308, 300	339, 900	375, 500	395, 200	422, 200
118	308, 500	340, 200	376, 000	395, 600	422, 600
119	308, 800	340, 500	376, 500	396, 100	423, 100
120	309, 100	340, 700	377, 000	396, 600	423, 500
121	309, 400	340, 900	377, 300	397, 200	423, 900
122	309, 700	341, 200		397, 600	
123	310, 000	341, 500		398, 100	
124	310, 300	341, 800		398, 600	
125	310, 500	342, 000		399, 200	
126	310, 700	342, 300		399, 600	
127	311, 000	342, 600		400, 100	
128	311, 400	342, 800		400, 600	
129	311, 600	343, 000		401, 200	
130	311, 900	343, 200		401, 600	
131	312, 200	343, 500		402, 100	
132	312, 600	343, 700		402, 600	
133	312, 800	344, 000		403, 200	
134	313, 100	344, 400		403, 600	
135	313, 400	344, 800		404, 100	
136	313, 700	345, 200		404, 600	
137	313, 900	345, 500		405, 200	
138	314, 200	345, 900			
139	314, 500	346, 300			
140	314, 800	346, 700			
141	315, 000	347, 000			
142	315, 300	347, 400			
143	315, 700	347, 700			

144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			
151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			
153	318,400	351,400			
154	318,600				
155	318,800				
156	319,100				
157	319,400				
158	319,700				
159	320,000				
160	320,300				
161	320,700				
162	321,000				
163	321,300				
164	321,600				
165	322,000				
166	322,300				
167	322,600				
168	322,900				
169	323,300				
定年前再任用短時間勤務職員	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

## 第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の</u></p>

<p><u>127.5</u>とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p><u>126.25</u>とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第16条第2項、第3項及び第17条第2項の規定は、令和7年12月1日から、別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬谷俊美

## 議案第 4 号

### 八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

#### (最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### (最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

#### (乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。  
(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならぬ。

ればならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

#### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当すること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第

		1 項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合にお

いて、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用して児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる命令又は告示に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬谷俊美



## 議案第 5 号

### 八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

#### (一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子ども立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、町、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (利用定員)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定める

ものとする。

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子

どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付

しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならぬ。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支

援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給

対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法  
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」

とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

## 議案第 6 号

### 八雲町公共下水道条例及び八雲町給水条例の一部を改正する条例

#### (八雲町公共下水道条例の一部改正)

第1条 八雲町公共下水道条例（平成18年八雲町条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(排水設備指定工事店の指定) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、町長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。	(排水設備指定工事店の指定) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、町長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2及び3 略	2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### (八雲町給水条例の一部改正)

第2条 八雲町給水条例（平成18年八雲町条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2及び3 略	2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬谷俊美

## 議案第 7 号

### 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

八雲町火災予防条例(平成17年八雲町条例第156号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章～第3章の2 略	目次 第1章～第3章の2 略 <u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略
附則  (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)  第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。  (1)～(6) 略 <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>  (住宅における火災の予防の推進)	附則  (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)  第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。  (1)～(6) 略  (住宅における火災の予防の推進)
第29条の7 略	第29条の7 略
	<u>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、八雲町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案</u>

して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 略

(屋外催しに係る防火管理)

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) ~ (6) 略

2 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第52条 次に掲げる行為をしようとする者

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 略

(屋外催しに係る防火管理)

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) ~ (6) 略

2 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第52条 次に掲げる行為をしようとする者

<p>は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地及び名称）その他必要事項を消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2) ~ (9) 略</p>	<p>は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地及び名称）その他必要事項を消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2) ~ (9) 略</p> <p><u>2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美



議案第 8 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 八雲町リサイクルセンター破碎処理設備復旧改修工事
- 2 契 約 の 方 法 隨意契約
- 3 契 約 の 金 額 528,000,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 札幌市西区二十四軒1条7丁目2番39号  
新明和工業株式会社 流体事業部営業本部北海道支店  
支店長 藤 本 康 倫

令和7年12月11日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美



議案第 9 号

令和 7 年度八雲町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度八雲町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,666 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,937,151 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 12 月 11 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,262,171	千円 1,436	千円 5,263,607
	1 地方交付税	5,262,171	1,436	5,263,607
16 道支出金		771,758	20	771,778
	2 道補助金	256,022	20	256,042
19 繰入金		3,144,150	35,210	3,179,360
	1 基金繰入金	3,144,150	35,210	3,179,360
歳入	合計	15,900,485	36,666	15,937,151

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 2,767,166	千円 2,547	千円 2,769,713
	1 社会福祉費	1,736,231	2,547	1,738,778
6 農林水産業費		832,919	31	832,950
	1 農業費	164,637	31	164,668
8 土木費		978,232	2,949	981,181
	1 土木管理費	45,501	2,949	48,450
10 教育費		623,100	4,088	627,188
	5 保健体育費	210,968	4,088	215,056
12 公債費		1,500,601	0	1,500,601
	1 公債費	1,500,601	0	1,500,601
13 諸支出金		24,594	27,051	51,645
	1 諸費	24,594	27,051	51,645
歳 出 合 計		15,900,485	36,666	15,937,151



第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
畜産特別資金融通事業により農業者が借り入れした酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に対する利子補給金	令和7年度から 償還完了の日まで	融資額に対する利率の うち0.18%以内

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	千円 5,262,171	千円 1,436	千円 5,263,607
16 道支出金	771,758	20	771,778
19 繰入金	3,144,150	35,210	3,179,360
歳 入 合 計	15,900,485	36,666	15,937,151

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 2,767,166	千円 2,547	千円 2,769,713
6 農林水産業費	832,919	31	832,950
8 土木費	978,232	2,949	981,181
10 教育費	623,100	4,088	627,188
12 公債費	1,500,601	0	1,500,601
13 諸支出金	24,594	27,051	51,645
歳 出 合 計	15,900,485	36,666	15,937,151

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	2, 547
20	0	0	11
0	0	0	2, 949
0	0	0	4, 088
0	0	35, 210	△35, 210
0	0	0	27, 051
20	0	35, 210	1, 436

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 地方交付税	5, 262, 171	1, 436	5, 263, 607
計	5, 262, 171	1, 436	5, 263, 607

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

4 農林水産業費道補助金	千円 87, 355	千円 20	千円 87, 375
計	256, 022	20	256, 042

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

4 減債基金繰入金	千円 0	千円 35, 210	千円 35, 210
計	3, 144, 150	35, 210	3, 179, 360

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 1,436	普通交付税 千円 1,436

1 農業費補助金	千円 20	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給金 千円 20

1 減債基金繰入金	千円 35,210	減債基金繰入金 千円 35,210

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
3 高齢者福祉費	千円 431,051	千円 1,961	千円 433,012	千円	千円	千円	千円 1,961		
6 シルバープラザ管理費	41,605	586	42,191					586	
計	1,736,231	2,547	1,738,778	0	0	0	0	2,547	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4 畜産業費	千円 28,570	千円 31	千円 28,601	千円 20	千円	千円	千円 11
計	164,637	31	164,668	20	0	0	11

8 款 土木費

1 項 土木管理費

2 車両管理費	千円 28,913	千円 2,949	千円 31,862	千円	千円	千円	千円 2,949
計	45,501	2,949	48,450	0	0	0	2,949

10 款 教育費

5 項 保健体育費

1 保健体育総務費	千円 10,856	千円 1,214	千円 12,070	千円	千円	千円	千円 1,214
6 学校給食センター費	120,962	2,874	123,836				2,874
計	210,968	4,088	215,056	0	0	0	4,088

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	千円 1,961	介護保険事業特別会計繰出金	千円 1,961
10 需用費	516	消耗品費 建物等修繕料	58 458
17 備品購入費	70	施設用備品購入費	70

18 負担金補助及び交付金	千円 31	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給金	千円 31

13 使用料及び賃借料	千円 2,949	テレビ受信料	千円 2,949

18 負担金補助及び交付金	千円 1,214	小・中・高校生全道・全国大会選手派遣助成金	千円 1,214
10 需用費	2,874	給食賄材料費	2,874

12款 公債費

1項 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1元金	千円 1,434,683	千円 0	千円 1,434,683	千円	千円	千円 34,567	千円 △34,567
2利子	65,913	0	65,913			643	△643
計	1,500,601	0	1,500,601	0	0	35,210	△35,210

13款 諸支出金

1項 諸費

2還付金及び返納金	千円 17,655	千円 27,051	千円 44,706	千円	千円	千円	千円 27,051
計	24,594	27,051	51,645	0	0	0	27,051

節		説明
区分	金額	
	千円	千円 財源内訳の変更 臨時財政対策債元金償還金 (一般財源からその他へ34,567千円変更)
		財源内訳の変更 臨時財政対策債利子償還金 (一般財源からその他へ643千円変更)

22 債還金利子及び割引料	千円 27,051	子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金	千円 691
		子どものための教育・保育給付費道負担金過年度分返還金	295
		児童手当国庫負担金過年度分返還金	22,393
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	2,451
		子ども・子育て支援事業費国庫補助金過年度分返還金	781
		保育対策総合支援事業費国庫補助金過年度分返還金	112
		出産・子育て応援交付金国庫補助金過年度分返還金	308
		子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 国庫補助金過年度分返還金	20

債務負担行為に関する調書

1 公債費に準ずる債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額	6年度末までの支出額(見込)	7年度予定額	7年度以降の支出予定額			
					国支出金	道金	地方債	その他の特定財源
畜産特別資金通事業により農業者が借入れした緊急支援金に対する利子補給金	令和7年度から償還完了の日まで	融資額に対する利率のうち0.18%以内						
現況	自：令和7年度 至：令和27年度	3,817		31	3,817	2,536		1,281

議案第 10 号

令和 7 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 319 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,258,226 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 11 日提出

八雲町長 萬谷俊美



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 繰越金		0	319	319
	1 繰越金	0	319	319
歳入	合計	2,257,907	319	2,258,226

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		10,977	319	11,296
	1 償還金及び還付加算金	2,002	319	2,321
歳出	合計	2,257,907	319	2,258,226

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 繰越金	0	319	319
歳 入 合 計	2,257,907	319	2,258,226

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 諸支出金	10,977	319	11,296
歳 出 合 計	2,257,907	319	2,258,226

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	319
0	0	0	319

## 2 歳 入

## 7 款 繰越金

## 1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 0	千円 319	千円 319
計	0	319	319

## 3 歳 出

## 7 款 諸支出金

## 1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 2	千円 319	千円 321				千円 319
計	2,002	319	2,321	0	0	0	319

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	千円 319	前年度繰越金

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	千円 319	特定健康診査等負担金返還金 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金返還金



議案第 11 号

令和 7 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 1,961 千円を追加  
し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,064,241 千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳  
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 11 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 406,596	千円 1,961	千円 408,557
	1 一般会計繰入金	335,415	1,961	337,376
歳入	合計	2,062,280	1,961	2,064,241

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 47,494	千円 1,961	千円 49,455
	1 総務管理費	32,611	1,961	34,572
歳出	合計	2,062,280	1,961	2,064,241

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括(保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	千円 406,596	千円 1,961	千円 408,557
歳入合計	2,062,280	1,961	2,064,241

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 47,494	千円 1,961	千円 49,455
歳出合計	2,062,280	1,961	2,064,241

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,961
0	0	0	1,961

## 2 歳 入 (保険事業勘定)

## 8 款 繰入金

## 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	62,401	1,961	64,362
計	335,415	1,961	337,376

## 3 歳 出 (保険事業勘定)

## 1 款 総務費

## 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 32,486	千円 1,961	千円 34,447	千円	千円	千円	千円 1,961
計	32,611	1,961	34,572	0	0	0	1,961

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	千円 1,961	職員給与費等繰入金 千円 1,961

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	千円 1,860	扶養手当 千円 116 住居手当 △120 時間外勤務手当 1,613 期末手当 54 勤勉手当 49 寒冷地手当 58 通勤手当 △16 休日勤務手当 26 児童手当 80
4 共済費	101	共済組合負担金 △175 共済組合追加費用負担金 △88 福祉協会負担金 △1 退職手当組合負担金 367 災害補償基金負担金 △2

## 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

### 2 一般職

#### (1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(8) 10	18,902	39,531	35,084	93,517	22,279	115,796	
補正前	(8) 10	18,902	39,531	33,224	91,657	22,178	113,835	
比較				1,860	1,860	101	1,961	

(単位:千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	1,514	1,500	6,688				26		12,021
		補正前	1,398	1,620	5,075					11,967
		比較	116	△ 120	1,613			26		54
区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当		合 計	
補正後	10,047	1,240	1,008				1,040		35,084	
補正前	9,998	1,182	1,024				960		33,224	
比較	49	58	△ 16				80		1,860	

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(1) 10		39,531	29,185	68,716	17,719	86,435	
補正前	(1) 10		39,531	27,325	66,856	17,618	84,474	
比較				1,860	1,860	101	1,961	

(単位:千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	1,514	1,500	6,688				26		8,916
		補正前	1,398	1,620	5,075					8,862
		比較	116	△ 120	1,613			26		54
区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当		合 計	
補正後	7,445	1,048	1,008				1,040		29,185	
補正前	7,396	990	1,024				960		27,325	
比較	49	58	△ 16				80		1,860	

#### (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
職員手当等	1,860	給与改定に伴う 増 減 分	期末手当 勤勉手当 その他手当 54 49 1,757	改定前 改定後 期末 2.5月 → 2.525月 勤勉 2.1月 → 2.125月 合計 4.6月 → 4.65月

議案第 12 号

令和 7 年度 八雲町熊石地域簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度八雲町の熊石地域簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

5. 建設改良計画

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
（1）水道施設整備事業	55,807千円	58千円	55,865千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出		
第 1 款 簡易水道事業費用	109,500千円	245千円	109,745千円
第 1 項 営業費用	102,998千円	245千円	103,243千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「12,723千円」を「12,781千円」に、過年度分損益勘定留保資金「7,506千円」を「7,564千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出		
第 1 款 資本的支出	92,346千円	58千円	92,404千円
第 1 項 建設改良費	58,629千円	58千円	58,687千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第 5 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
（1）職員給与費	10,230千円	303千円	10,533千円

令和 7 年 12 月 11 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

令和7年度 八雲町熊石地域簡易水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(支 出)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 簡易水道事業費用			109,500	245	109,745			
	1. 営業費用		102,998	245	103,243			
		1. 総 係 費	35,361	245	35,606	給 料	114	職員給 114
						手 当	131	管理職員手当 6 期末手当 67 勤勉手当 59 通勤手当 △16 扶養手当 15
費 用 合 計			109,500	245	109,745			

資本的収入及び支出

(支 出)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的支出			92,346	58	92,404			
	1. 建設改良費		58,629	58	58,687			
		1. 施設整備費	55,807	58	55,865	給 料	23	職員給 23
						手 当	10	管理職員手当 4 扶養手当 6
						法定福利費	25	共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 21
支 出 合 計			92,346	58	92,404			

# 補正予算給与費明細書

## 1. 総括

単位：千円)

区分		職員数		給与費					法定福利費	合計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃金	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		0.83		4,232		3,110	7,342	1,886	9,228
	資本勘定支弁職員		0.17		843		172	1,015	290	1,305
	合計		1		5,075		3,282	8,357	2,176	10,533
補正前	損益勘定支弁職員		0.83		4,118		2,979	7,097	1,886	8,983
	資本勘定支弁職員		0.17		820		162	982	265	1,247
	合計		1		4,938		3,141	8,079	2,151	10,230
比較	損益勘定支弁職員				114		131	245		245
	資本勘定支弁職員				23		10	33	25	58
	合計				137		141	278	25	303

単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	21	40		751	24				1,252
比較	補正前		40		741	24				1,185
	21				10					67
職員手当等の内訳	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	児童手当	計		
	補正後	1,055	131	8						3,282
職員手当等の内訳	補正前	996	131	24						3,141
	比較	59		△16						141

## 2. 給料及び職員手当等の増減額の明細

単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	137	給与改定に伴う増減分	137 本年度給与改定見込み	給与改定の状況 本年度給与改定率 平均3.30% 実施時期 令和7年4月1日
職員手当等	141	給与改定に伴う増減分	期末手当 67	改正前 改正後 期末 2.50月→2.525月 勤勉 2.10月→2.125月 合計 4.60月→4.65月
			勤勉手当 59	
			その他手当 15	

令和7年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計  
予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当年度純損益	△ 28,920
減価償却費	67,139
資産減耗費	0
賞与引当金の増減額	0
法定福利費引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 37,011
支払利息	2,127
未収金の増減額(△は増加)	△ 90
未払金の増減額(△は減少)	0
小 計	<hr/> 3,245
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	<hr/> △ 2,127
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<hr/> 1,118
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△ 53,412
無形固定資産の取得による支出	0
補償金による収入	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<hr/> △ 53,412
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
一時借入れによる収入	50,000
一時借入金の返済による支出	△ 50,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	54,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 33,717
一般会計からの出資による収入	25,223
一般会計からの補助による収入	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<hr/> 45,906
<b>資金増加額(又は減少額)</b>	△ 6,388
<b>資金期首残高</b>	<hr/> 21,587
<b>資金期末残高</b>	<hr/> 15,199

令和7年度 八雲町熊石地域簡易水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

(単位: 千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		3,036
ロ 建 物	59,031	
同上減価償却累計額	△ 1,912	57,119
ハ 構 築 物	778,279	
同上減価償却累計額	△ 39,667	738,612
ニ 機 械 及 び 装 置	296,989	
同上減価償却累計額	△ 26,057	270,932
ホ 車 輛	61	
同上減価償却累計額	0	61
ヘ 工 具 及 び 備 品	0	
同上減価償却累計額	0	0
有形固定資産合計		1,069,760
(2) 無形固定資産		
イ 電 話 加 入 権		33
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		0
無形固定資産合計		33
固定資産合計		1,069,793

2. 流動資産

(1) 現金預金

15,199

(2) 未収金

2,409

(3) 貯蔵品

0

流動資産合計

17,608

資産合計

1,087,401

負 債 の 部

(単位 : 千円)

3. 固 定 负 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	344, 168
企 業 債 合 計	<u>344, 168</u>
固 定 负 債 合 計	344, 168

4. 流 動 负 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	33, 717
企 業 債 合 計	33, 717
(2) 未 払 金	456
(3) 前 受 金	1
(4) 引 当 金	0
イ 賞 与 引 当 金	0
口 法定福利費引当金	<u>0</u>
引 当 金 合 計	<u>0</u>
流 動 负 債 合 計	34, 174

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 補 助 金	191, 086
口 他会計負担金	0
ハ 工事負担金	0
ニ 受贈財産評価額	0
ホ その他長期前受金	<u>413, 483</u>

長 期 前 受 金 合 計

604, 569

(2) 長期前受金収益化累計額

イ 補 助 金	△ 12, 603
口 他会計負担金	0
ハ 工事負担金	0
ニ 受贈財産評価額	0
ホ その他長期前受金	<u>△ 24, 408</u>

長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額

△ 37, 011

繰 延 収 益 合 計

567, 558

負 債 合 計

945, 900

資 本 の 部

6. 资 本 金

(1) 资 本 金

資 本 金 合 計

162, 915

162, 915

7. 剰 余 金

(1) 资 本 剰 余 金

イ 他会計負担金	0
口 工事負担金	0
ハ 補 助 金	0
資 本 剰 余 金 合 計	0

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金	0
口 当年度未処分利益剰余金	<u>△ 21, 414</u>

利 益 剰 余 金 合 計

△ 21, 414

剩 余 金 合 計

△ 21, 414

資 本 合 計

141, 501

负 債 资 本 合 計

1, 087, 401

承認第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 12 月 11 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

専 決 処 分 書

令和 7 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 20 日

八雲町長 萬 谷 俊 美

## 令和 7 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度八雲町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,827 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,900,485 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 5, 258, 344	千円 3, 827	千円 5, 262, 171
	1 地方交付税	5, 258, 344	3, 827	5, 262, 171
歳 入 合 計		15, 896, 658	3, 827	15, 900, 485

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 2, 576, 184	千円 3, 827	千円 2, 580, 011
	1 商工費	2, 576, 184	3, 827	2, 580, 011
歳 出 合 計		15, 896, 658	3, 827	15, 900, 485

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5, 258, 344	3, 827	5, 262, 171
歳 入 合 計	15, 896, 658	3, 827	15, 900, 485

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	2, 576, 184	3, 827	2, 580, 011
歳 出 合 計	15, 896, 658	3, 827	15, 900, 485

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	3,827
0	0	0	3,827

2 歳 入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 5,258,344	千円 3,827	千円 5,262,171
計	5,258,344	3,827	5,262,171

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 観光開発費	千円 70,855	千円 3,827	千円 74,682	千円	千円	千円	千円 3,827
計	2,576,184	3,827	2,580,011	0	0	0	3,827

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 3,827	普通交付税 千円 3,827

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 3,827	施設修繕料 千円 2,361 機械器具等修繕料 1,466